

平成25年5月10日 開 会

平成25年5月10日 閉 会

平成25年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月10日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	4
○開 会（午前10時00分）	5
○日程第1 会議録署名議員の指名について	5
○日程第2 会期の決定について	5
○日程第3 諸般の報告について	5
○日程第4 承第1号から日程第10 議第49号まで	5
林市長提案説明	6
奥田税務課長詳細説明	8
林市民環境課長詳細説明	8
○日程第11 質 疑（承第1号から議第49号まで）	9
7番 寺町知正議員質疑	9
林市民環境課長答弁	10
7番 寺町知正議員質疑	10
林市民環境課長答弁	10
○日程第12 討 論（承第1号から議第49号まで）	11
○日程第13 採 決（承第1号から議第49号まで）	11
○休 憩（午前10時25分）	12
○再 開（午前10時55分）	12
○追加日程第1 議長の辞職について	13
○追加日程第2 議長の選挙について	14
○休 憩（午前11時10分）	16
○再 開（午前11時30分）	16
○追加日程第3 副議長の選挙について	16
○日程第14 常任委員会委員の選任について	18

○休 憩（午前11時39分）	18
○再 開（午後 0 時06分）	18
○休 憩（午後 0 時07分）	18
○再 開（午後 1 時00分）	18
○日程第15 議会運営委員会委員の選任について	19
○休 憩（午後 1 時01分）	19
○再 開（午後 1 時19分）	19
○追加日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	20
○追加日程第 5 まちづくり特別委員会委員の選任について	20
○休 憩（午後 1 時22分）	20
○再 開（午後 1 時36分）	20
○追加日程第 6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について	21
○休 憩（午後 1 時38分）	21
○再 開（午後 1 時39分）	21
○追加日程第 7 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について	22
○休 憩（午後 1 時51分）	23
○再 開（午後 1 時53分）	23
○追加日程第 8 議第50号 山県市監査委員の選任同意について	24
林市長提案説明	24
○追加日程第 9 質 疑	24
○追加日程第10 討 論	25
○追加日程第11 採 決	25
○閉 会（午後 1 時59分）	25
○会議録署名者	26

平成25年 5月10日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成25年第2回

山 県 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

第1号 5月10日（金曜日）

○議事日程 第1号 平成25年5月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第8 議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第9 議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第10 議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第11 質 疑
- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第12 討 論
- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

- 議第48号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第49号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第13 採 決
承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第45号 山口市公平委員会委員の選任同意について
議第46号 山口市教育委員会委員の任命同意について
議第47号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第48号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第49号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第14 常任委員会委員の選任について
日程第15 議会運営委員会委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第5 承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 議第45号 山口市公平委員会委員の選任同意について
日程第7 議第46号 山口市教育委員会委員の任命同意について
日程第8 議第47号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第9 議第48号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第10 議第49号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第11 質 疑
承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第45号 山口市公平委員会委員の選任同意について
議第46号 山口市教育委員会委員の任命同意について

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第12 討 論

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について

議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第13 採 決

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について

議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第14 常任委員会委員の選任について

日程第15 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 議長選挙について

追加日程第3 副議長選挙について

追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第5 まちづくり特別委員会委員の選任について

追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について

追加日程第7 岐北衛生施設利用組合議員選挙について

追加日程第8 議第50号 山県市監査委員の選任同意について

追加日程第9 質 疑

追加日程第10 討 論

追加日程第11 採 決

○出席議員（13名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	4 番	上 野 欣 也 君
5 番	石 神 真 君	6 番	杉 山 正 樹 君
7 番	寺 町 知 正 君	8 番	尾 関 律 子 君
9 番	横 山 哲 夫 君	10 番	武 藤 孝 成 君
11 番	藤 根 圓 六 君	12 番	影 山 春 男 君
13 番	村 瀬 伊 織 君		

○欠席議員（1名）

14 番 後 藤 利 瑗 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	教 育 長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市 民 環 境 課 長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健 康 介 護 課 長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会 計 管 理 者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	横 山 智 君	学 校 教 育 課 長	渡 辺 千 俊 君
生 涯 学 習 課 長	佐 村 光 仁 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、1番 恩田佳幸君、13番 村瀬伊織君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年3月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 承第1号から日程第10 議第49号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第4、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第5、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第6、議第45号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第7、議第46号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第8、議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第9、議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第10、議第49号 山県市高富財産区管理委員の

選任同意について、以上7議案を一括議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、平成25年山県市議会第2回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、暦の上では立夏を過ぎ、若葉も次第に色濃くなり、非常にすがすがしい季節の中、農繁期を迎えているこのごろでございます。こうした中、今月の18日には四国山香りの森公園において第42回岐阜県みどりの祭りを、本市のほか、岐阜県、岐阜県緑化推進委員会、岐阜県山林協会等で構成する第42回岐阜県みどりの祭り実行委員会の主催により開催をいたします。この祭りは、昭和45年から県内各地で開催されているもので、山県市内では昭和54年に旧美山町において開催され、それ以来の開催となっております。ことしは「未来へ続く恵みの森づくり」を開催理念として、記念式典のほか、記念植樹、木工教室、特産品の販売などを予定しております。

また、式典終了後、香りドームにおきまして、山県市合併10周年記念事業の1つとして高富中学校吹奏楽部による山県市合併10周年記念音楽会を予定いたしておりますので、市内外からの多くの方の御来場を期待申し上げているところでございます。

また、合併10周年記念事業関連といたしまして、4月17日にはNPO法人たかとみスポーツクラブの主催、山県市の共催により、ロンドンオリンピック卓球女子団体銀メダリストの石川佳純選手の卓球教室とトークショーを市総合体育館において開催いたしました。石川選手には、卓球教室では小中高校生約20人を熱心に指導していただき、また、トークショーでは一般の方と市内の中学生ら約1,000人と交流を深められ、参加した子供たちには貴重な経験になったと思います。

このほかにも、今年度は合併10周年を迎え、将来に向かって山県市のさらなる発展のきっかけとなるよう合併10周年関連事業を実施してまいりますので、多くの方々の御参加を期待申し上げているところでございます。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分案件2件、人事案件5件、計7案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分及び承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、山県市税条例及び山県市国民健康保険税条例に一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179

条第1項の規定により、それぞれ本年3月31日に専決処分をしましたので、同条3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、この後、山縣市税条例の一部を改正する条例については税務課長から、山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については市民環境課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、資料ナンバー1、議第45号 山縣市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、山縣市富永690番地3にお住まいの木野村嘉朗氏を公平委員会委員に再任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

木野村氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しても識見を有しておられ適任でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議第46号 山縣市教育委員会委員の任命同意につきましては、委員の田中唯二氏が平成25年5月14日で任期満了となりますので、後任として大野良輔氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は4年でございます。

大野氏は、山縣市小倉746番地にお住まいで、長きにわたり岐阜県教職員としてお勤めになりました。現在は学校法人石井学園岐阜調理専門学校長として御活躍中で、教育行政に卓越した知識と経験を有し、責任感が強く、公平で誠実な方であり、市民からの信望も厚く、教育委員として適任でありますので任命しようとするものでございます。

次に、議第47号から議第49号までの山縣市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山縣市高富財産区管理会は委員7名で組織されておりますが、今回3名の辞任に伴い、新たに中村孝太郎氏、中山正男氏、深尾 善氏を選任することについて、山縣市高富財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山縣市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は前任者の残任期間である平成27年6月5日まででございます。

3名の方はいずれも委員の資格を有し、中村孝太郎氏は北町自治会長として、中山正男氏は美里自治会長として、深尾 善氏は南自治会長としてそれぞれ御活躍いただいております。

以上、本臨時会に提案いたしました議案について、十分御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

承第1号について、奥田税務課長より追加説明があります。

奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） おはようございます。

改めて、4月より税務課長を拝命いたしました奥田でございます。議員の皆様方の御指導、御支援、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、承第1号 山縣市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、固定資産税の特例措置等が、実際の適用件数、適用額が僅少である等の理由により、当初の政策意図に見合った効果が見込まれない制度が廃止されましたので、関係する山縣市税条例の一部の改正を行うものでございます。

それでは、資料2、改正条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページですが、固定資産税の納税義務者等につきましては、第36条第5項中、独立行政法人森林総合研究所が法の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法の事業、または旧農用地整備公団法の事業を削るものでございます。

次に、2ページでございますが、特別土地保有税の納税義務者につきましてでございます。第134条第4項中、独立行政法人森林総合研究所が法の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法の事業を削り、「指示があった場合」を「指定があった場合」に改める改正を行ったところでございます。

次に、資料1ですが、山縣市議会提出議案の2ページをごらんいただきたいと思います。

附則の欄でございますが、第1条では、施行期日を平成25年4月1日からとするものでございます。第2条では、固定資産税の経過措置について定めているものでございます。

以上をもちまして、税務課に係る案件の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

承第2号について、林市民環境課長より追加説明があります。

林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） それでは、承第2号 山縣市国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の専決処分につきまして、御説明をさせていただきます。

平成20年4月1日以降、75歳に到達される方は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されます。世帯主の方が後期高齢に移行されたことにより国民健康保険の加入者が1人となる世帯は、特定世帯となります。その特定世帯の保険税が増加し、負担とならないように、移行後の5年を経過するまでの間に限り、世帯別平等割額を2分の1に軽減する措置が講じられております。

今回の地方税法の一部改正により、移行後5年を経過した翌月からその後の3年間は特定継続世帯として世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることとなり、本市の国民健康保険税条例の一部の改正を行ったものでございます。

資料2の3ページをごらんいただけませんか。

条例第5条の2と、第7条の3及び第23条の各号の係る条文に、特定継続世帯と世帯区分に応じて定めた額等を明記いたしました。なお、今回の特定継続世帯等を加えるに当たり、第23条に3号を追加いたしました。

また、最後になります、4ページのほうをお願いします。

附則第20項を加える改正につきましては、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地の譲渡期限を、現行の3年から、東日本大震災があった日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長となったことによるものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第11 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第11、質疑。

これより、承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 専決の第2号に質問したいんですが、よろしいですか。国保のところです。

今、課長から特定世帯の負担を減らすという意味で軽減措置があるということの現状の説明があったわけです。軽減措置がないよりあったほうが良いということは当然ですし、というのはやはり高齢の方が非常に生活が厳しいということ、生活保護もこの人たちに集中しているということがありますのでいいんですが、じゃ、今回の改正をざっと見ると、どうも軽減措置を減らしていく、少なくするというふうにとれるんですが、軽

減措置をこのまま継続しなさいという考え方が1つ。それから、軽減措置は全てやめたらという考え方もある。その中で、折衷案的に現状よりも少し減らすというふうだと思うんですけど、なぜ現状でいかないのか。なぜ2分の1に減らすのかという、現状の半分ですよ。ゼロにせずに半分にするのか。そのあたりのところがよくわからないんですが、国のやったことなので何ともわかりませんが、担当課で説明できる範囲でお願いします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 議員の御質問にお答えします。

5年間は2分の1の軽減措置をとっております。その後3年間、合わせて8年間の軽減措置ということで、当初、国のほうで決めておりました5年にプラスして、3年が4分の1ということで、合わせて8年ということです。

よろしいでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 質問の趣旨が伝わっていなかったけど、5年間と同じように2分の1でいくということが当事者は一番希望するわけですし、それから、財政が厳しいという立場の人は、それは5年で切っちゃったという人もいるわけだと思うんですが、今回その中間的なところの分、軽減は半分に減らしますと、軽減は少なくしますと、しかも3年間にしますというようなことをしたんですが、なぜでしょうかというところをわかる範囲でお聞きしたいということと、もう一点、仮にこの条例でいくと、山県市の国保の会計には財政的に、いわゆる金額的にどの程度の影響が出るのか。その後3年という部分、そのあたりは計算されていますか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 4分の1の軽減につきましては、やはり国の法律に基づいて行われるものですので、私のほうでなぜかということとはわかりません。

それから、今の市への影響でございますが、現在、この軽減措置をとっていただいている方は545世帯ございます。金額的にはちょっと把握をしておりませんので、また調べさせていただきますが、現在、軽減措置をとっていらっしゃる方に引き続いてですので、今の部分に確実にふえるということは間違いないと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これを持ちまして、承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第12 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第12、討論。

これより、承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これを持ちまして、承第1号、承第2号及び議第45号から議第49号までの討論を終結いたします。

日程第13 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第13、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

議第45号 山口市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第46号 山口市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第47号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第48号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第49号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時55分再開

○副議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市民環境課長より発言の申し出がありますので、許可します。

林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 先ほど寺町議員のほうから御質問いただきました点にお答えさせていただきます。

先ほど、私、世帯数を545世帯と申し上げましたが、これには5割軽減世帯も含まれておりますので、特定世帯としては286世帯。それで、軽減分が672万2,559円になります。これは介護支援と、それから医療費分も含めた金額でございます。この軽減につきましては、保険財政共同安全化事業等に係る交付金として、この約4分の3が国から交付金としていただけます。今後その4分の1の軽減措置がふえることによって、どれくらいの金額になるかということは今ちょっと、そこの部分の算定はできておりませんが、単純に現在、今、672万円ほど軽減をしておりますので、その4分の1ふえるというふうで解釈していただければ、お元気な方がずっとお元気でいただければそれだけ軽減をするということで御理解をいただきたいと思います。

お願いします。

○副議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

ただいま休憩中に議長の藤根圓六君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いします。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、藤根圓六君の除斥を求めます。

〔藤根圓六議員 退場〕

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（横山哲夫君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題にします。

事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

お諮りします。

藤根圓六君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、藤根圓六君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

藤根圓六君の入場を許可します。

〔藤根圓六議員 入場〕

○副議長（横山哲夫君） 藤根圓六君に申し上げます。藤根圓六君が議長の辞職することは許可されました。

ここで、藤根前議長に退任の御挨拶をお願いいたします。

○11番（藤根圓六君） ただいま辞職の許可をいただきましてありがとうございました。

長いようで短かった1年でしたけれども、また、大過なくということはありません。間に職員1人に私たちの不勉強で大変御迷惑をかけた、私の議長のときにそういうことになりましたので、本当に今もってそのことは苦にしております。

しかしながら、議員の皆さん、そして林市長以下執行部の皆さんの御協力によりまして、一応きょうの日を迎えられたことを感謝いたします。

どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

○副議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（横山哲夫君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 山崎 通君、12番 影山春男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（横山哲夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確 認〕

○副議長（横山哲夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（横山哲夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票を願います。

〔投 票〕

○副議長（横山哲夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山哲夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

山崎 通君、影山春男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（横山哲夫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効ゼロ票。

有効投票中、横山哲夫9票、武藤孝成君4票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、横山哲夫が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（横山哲夫君） ただいま多くの議員の皆様から御支援をいただき、議長という大きな職を与えていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

私も前藤根議長のような立派な議会運営はまだできないと思っておりますけれども、議員の

皆様、また執行者の市長初め課長さんの皆様に助けをいただきながら、議長1年間、誠心誠意山県市民の幸せのために皆様と一緒に努めてまいりますので、御支援をよろしくお願いいたしまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩をいたします。11時30分に再開をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま副議長が議長に就任しましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 吉田茂広君、11番 藤根圓六君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（横山哲夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○議長（横山哲夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（横山哲夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（横山哲夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

吉田茂広君、藤根圓六君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（横山哲夫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効ゼロ票。

有効投票中、石神 真君12票、武藤孝成君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、石神 真君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（横山哲夫君） ただいま副議長に当選されました石神 真君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

石神 真君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（石神 真君） ただいま多くの方から御支持をいただきまして、副議長という職務につくことになりました。今後は皆様方の御支持、また、御支援をいただき、また、市役所、市長を初め皆様方と山口市のために一生懸命頑張っていく所存でございます。

また、副議長という立場でありますので、議長の補佐をしながら、補佐をされるのかわかりませんが、一生懸命自分なりに職務を務めたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

〔拍手〕

日程第14 常任委員会委員の選任について

○議長（横山哲夫君） 日程第14、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に上野欣也君、寺町知正君、尾関律子君、横山哲夫、武藤孝成君、村瀬伊織君、後藤利瑗君。

厚生文教委員会委員に恩田佳幸君、山崎 通君、吉田茂広君、石神 真君、杉山正樹君、藤根圓六君、影山春男君を指名します。

お諮りします。

ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成26年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成26年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定しました。

これより、各常任委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時39分休憩

午後0時06分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

総務産業建設委員会委員長、上野欣也君、副委員長、武藤孝成君。

厚生文教委員会委員長、吉田茂広君、副委員長、恩田佳幸君。

以上であります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議会運営委員会委員の選任について

○議長（横山哲夫君） 日程第15、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、吉田茂広君、上野欣也君、寺町知正君、尾関律子君、藤根圓六君を指名します。

お諮りします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成26年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平成26年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時01分休憩

午後1時19分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、尾関律子君。

以上であります。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

先ほど休憩中に、私、横山哲夫がまちづくり特別委員会委員を辞任いたしました。したがって、まちづくり特別委員会委員が1名欠員となりました。

お諮りします。

この際、まちづくり特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、まちづくり特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 まちづくり特別委員会委員の選任について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第5、まちづくり特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、藤根圓六君を指名します。

ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、委員会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間といたします。

先ほど、議会改革特別委員会副委員長より、委員長の上野欣也君より委員長職の辞任願が提出されており、委員会を第1委員会室において開催したい旨の報告がありました。よって、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時22分休憩

午後1時36分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会改革特別委員会の委員長が決定いたしましたので、報告いたし

ます。

議会改革特別委員会委員長に、尾関律子君。

以上であります。

先ほど休憩中に、岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員、吉田茂広君から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、吉田茂広君の除斥を求めます。

〔吉田茂広議員 退場〕

追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第6、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを議題にします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（横山哲夫君） お諮りします。

吉田茂広君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、吉田茂広君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職を許可することに決定いたしました。

吉田茂広君の入場を許可します。

〔吉田茂広議員 入場〕

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君に申し上げます。

吉田茂広君が岐北衛生施設利用組合議員を辞職することを許可されました。

ただいま岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第7、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番 上野欣也君、10番 武藤孝成君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（横山哲夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（横山哲夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（横山哲夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（横山哲夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上野欣也君、武藤孝成君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（横山哲夫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票。

有効投票中、尾関律子君9票、恩田佳幸君1票、武藤孝成君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、尾関律子君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（横山哲夫君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました尾関律子君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

尾関律子君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

○8番（尾関律子君） ただいま多くの議員の皆様の御支持をいただきまして、岐北衛生施設利用組合議員ということで大任を拝することになりました。よろしく願いいたします。皆様の代表ということで参加をさせていただきます。これからも組合議員として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩をいたします。

午後1時51分休憩

午後1時53分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま市長から議第50号が提出されました。

議第50号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議第50号 山口市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定により、杉山正樹君の除斥を求めます。

〔杉山正樹議員 退場〕

追加日程第8 議第50号 山口市監査委員の選任同意について

○議長（横山哲夫君） 追加日程第8、議第50号 山口市監査委員の選任同意についてを議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 午前中の本臨時会におきまして、横山議員が議長に、石神議員が副議長に選任されました。まことにめでとうございます。よく、議会と執行者は車の両輪と言われますけれども、私どもは、横山議長の就任の御挨拶にもございましたように、山県市民の幸せのためにということで、それぞれの立場で切磋琢磨することが大切なことだと考えております。そういった意味でもまた新たな気持ちで職務に精励してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

議第50号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することになっております。本日、議会選出の監査委員である石神 真議員から辞職願が提出され、受理いたしましたので、後任の監査委員に杉山正樹議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

杉山正樹議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、経験も豊富で適任であります。

十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

追加日程第9 質疑

○議長（横山哲夫君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第50号の質疑

を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議第50号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第10 討論

○議長（横山哲夫君） ただいまから、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

追加日程第11 採決

○議長（横山哲夫君） ただいまから、採決を行います。

議第50号 山口市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

杉山正樹君の入場を許可します。

〔杉山正樹議員 入場〕

○議長（横山哲夫君） 以上で、本臨時会に付託されました事件は全て終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成25年第2回山口市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後1時59分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 藤 根 圓 六

山 県 市 議 会 議 長 横 山 哲 夫

山 県 市 議 会 副 議 長 横 山 哲 夫

1 番 議 員 恩 田 佳 幸

13 番 議 員 村 瀬 伊 織